

令和 7 年度滋賀県立美術館企画展

「お、散歩。展」(仮称)

印刷物等作成業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度滋賀県立美術館開館企画展

「お、散歩。展」(仮称)

印刷物等作成業務委託

2 委託期間

契約締結の日～令和 7 年 10 月 20 日

3 展覧会期間

令和 7 年 9 月 20 日～令和 7 年 11 月 16 日

4 展覧会趣旨

身近な身体活動である「散歩」に注目し、さまざまなジャンルの美術作品を展示する。

現代の人々にとって身近な「散歩」。目的や行き先を定めず、スピードを競うでもなく、心の赴くままに歩みを進めることが、自らの心と向き合うひとときを生み、時には思考や創作の淵源ともなってきた。人々の救済を祈って歩く《木造空也上人立像》、やわらかな木々の緑を感じさせる菊池契月《散策》など、歩くことをめぐって生まれたさまざまな作品から、何気ない時間が与えてくれる豊かさを思う展覧会。詳細は、開催要項案(別紙 1)を確認すること。

5 制作物の概要

別紙 2 のとおり。

6 内容

- ・制作物のデザインは、展覧会のコンセプトやビジュアルイメージの統一感を出す。
- ・滋賀県立美術館に訪れてみたいと感じさせるような、魅力あるデザイン性の高い印刷物を作成する。
- ・紙質や仕様は提案をもとに決定する。
- ・作成した印刷物等の PDF および Adobe Illustrator で作成したデータ(フォントはすべてアウトライン)を CD-R 等のメディアに入れて 1 部、滋賀県立美術館に納入すること。

7 委託業務内容

編集・制作にかかる以下の内容について、業務を行う。

- (1) 美術館職員等との十分な協議・調整を踏まえた上で制作・編集方針を決定
- (2) 原稿作成（レイアウト、デザイン）
- (3) 印刷・データ作成・納品
- (4) その他編集・制作に関すること全般

8 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 本契約における成果物の著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。)は、委託料の完済をもって乙から甲に譲渡されるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 本業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。